



事務連絡
令和6年2月14日

関係各課
各地方機関
積算システム補助員様

土木部 技術管理課
農林設計基準係課長補佐

建設発生土の有効利用並びに掘削に伴う建設発生土の取り扱いの補足について（通知）

令和4年10月28日付け技管第440号で「掘削に伴う建設発生土の取り扱い」を通知し、周知したところです。

本通知は、掘削土量から根株の体積を控除する算定方法のうち、マニフェストの「空m³」による控除について、県内業者より異議の申し出（根株の空隙部の土砂は現場に残っており、以降の処理が必要）があったため、改めて通知の主旨等を補足し、適切な対応をお願いするものです。

つきましては、下記の主旨等に鑑み、適切な方法により控除土量を算定いただき、受発注者合意の下で変更契約いただきますよう、貴職での周知をお願いします。

記

○通知の主旨等

・河道掘削で発生した建設発生土を根株の体積を含めて有償で残土処理する過大積算の事例を会計検査院から指摘され、全ての工事に対し積算基準に基づき適切な土量算定の徹底を求めるもの。

・国の積算基準では、具体的な根株の体積の算定方法が示されておらず、地方整備局への問い合わせでも示されなかったため、参考として県独自の算定例を示している。

・示した算定方法は、絶対的な手法ではなく、あくまで例示であるため、個々の現場で何らかの根拠に基づく独自の算定手法を妨げるものではなく、受発注者双方が納得できる適切な算定手法を選択していただきたい。

※安易にマニフェストの「空m³」を控除体積とすることは避けられたい。

※毎木調査の胸高直径や根株の根本直径確認による換算控除体積の算定が望ましい。

担当：農林設計基準係 玉木、白築
(0852-22-5942 shiratsuki-harue@pref.shimane.lg.jp)